

children? Evidence from Canadian child benefit expansions.” NEBR Working Paper No.14624

- [12] Oshio, T., Sano, S., and Kobayashi, M. (2010) “Child Poverty as a Determinant of Life Outcomes: Evidence from Nationwide Surveys in Japan.” *Social Indicators Research* 99:81-99
- [13] Scholz, J. K. (1993) “The Earned Income Tax Credit: Participation, Compliance, and Antipoverty Effectiveness.” Institute for Research on Poverty Discussion Paper no. 1020-93
- [14] Shea, J. (2000) “Does Parents’ money matter?” *Journal of Public Economics* 77:155-184
- [15] Todd, P. E. and Wolpin, K.I. (2006) “The production of cognitive achievement in children: Home, school and racial test score gaps.” Working Paper.
- [16] Van Den Berg, G. J., Lundborg, P., Nystedt, P., and Rooth, Dan-Olof. (2009) “Critical Periods During Childhood and Adolescence: A Study of Adult Height Among Immigrant Siblings.” HEDG Working Paper
- [17] Van Den Klaauw. (2008) “Regression-Discontinuity Analysis: A Survey of Recent Development in Econometrics.” *Labour* 22:219-245.
- [18] Wooldridge, J. M. (2001) “Econometric Analysis of Cross Section and Panel Data” *The MIT Press*
- [19] 阿部 彩 (2011) 「子ども期の貧困が成人後の生活困難（デブレーションに与える影響の分析）」「季刊社会保障研究」 Vol.46 No.4 : 354-367.
- [20] 尾澤 恵 (2008) 「カナダの連邦児童給付制度の展開と日本への示唆」 「海外社会保障研究」 No. 163: 80-97.

平成 24 年度厚生労働科学研究費補助金（政策科学総合研究事業（政策科学推進研究事業））

「社会保障給付の人的側面と社会保障財政の在り方に関する研究」

研究報告書

生活保護の実証分析

研究協力者 米山正敏（国立保健医療科学院 医療・福祉サービス研究部 主任研究官）

研究要旨

社会保障財政の在り方を考える上で、近年その給付費が増えている生活保護の問題は重要である。不正受給が指摘されることもあるが、問題は①働く能力があるのに働かずに生活保護に頼って生活する（モラルハザード）、②働きたいのに景気が悪くて働き口が見つからず生活保護で生活する、の二つである。本研究では、ヨーロッパ金融危機に契機に不確実性が大きくなったことを踏まえ、景気と生活保護との関係を考えるため、②を含む世帯類型性別にみた生活保護費に与える経済的要因を、制度分析、データに基づく回帰分析などを用いて分析する。制度分析によれば不正受給の割合は生活保護給付費総額と比べると小さく、生活保護の本質的問題は上記①と②である。特に②について、リーマンショックの時期を含む 2006～2010 年の都道府県別データ（パネル・データ）に基づく回帰分析の結果、経済が悪化すると、中小企業の景況感の悪化、中小企業の資金繰りの困難、雇用の余剰感、失業者の増加が次々と生じ、それが生活保護の増加の要因となっていることが示された。

A. 研究目的

本研究では、ヨーロッパ金融危機に契機に不確実性が大きくなったことを踏まえ、景気と生活保護との関係を考えるため、②を含む世帯属性別にみた生活保護費に与える経済的要因を、制度分析、リーマンショックの時期を含む 2006～2010 年の都道府県別データに基づく回帰分析などを用いて分析する。

B. 研究方法

生活保護の実態を厚生労働省「福祉行政報告例」、「被保護者全国一斉調査」、「生活保護費負担金事業実績報告」等を用いて把握し、次に厚生労働省「一般職業紹介状況」や都道府県別の経済社会データを用いてパネル分析を行い、世帯類型別に生活保護の需給状況に影響を与える経済変数を探る。さらに、リーマンショックが我が国全体の経済や中小企業に与えた影響をみて、その

影響がどのようなルートで生活保護受給に影響を及ぼすかを考察する。

(倫理面への配慮)

公表されたデータに基づく実証分析であり、該当しない。

C. 研究結果

制度分析によれば不正受給の割合は生活保護給付費総額と比べると小さく、生活保護の本質的問題は上記①と②である。特に②について、リーマンショックの時期を含む2006～2010年の都道府県別データ(パネル・データ)に基づく回帰分析の結果、経済が悪化すると、中小企業の景況感の悪化、中小企業の資金繰りの困難、雇用の余剰感、失業者の増加が次々と生じ、それが生活保護の増加の要因となっていることが示された。

D. 考察及びE. 結論

本稿における分析期間には、リーマンショックが含まれていたため、経済と生活保護の関係が表れた。その関係は、経済の悪化で中小企業の景況感が悪化し、さらに中小企業の資金繰りが苦しくなると、それが雇用の余剰感を高め、失業者を生み、それが生活保護に流れ込んでくると考えることができる。

生活保護法(昭和25年法律第144号)には、そもそも自立の助長を促す法理が含まれており、自立・就労支援の各種メニューが整えられているものである。これらのメニューは今後、いわゆる「第二のセーフティネット」と位置付けられる。また、リーマンショック以前にも完全失業率と保護率とは相関関係を示しており、生活保護は、経済に依存するといつてよい。従って、社会保障財政の持続可能性を視野に入れて生活保護や新たな類型で受給者になる人々(近年の「その他世帯」受給者)の就労支援を考えると、適切な経済

運営を政府が行うことが重要であり、生活保護費を減らし、ひいては社会保障財政、国家財政の安定につながるものと期待される。

F. 健康危険情報

なし

G. 研究発表

1.論文発表

なし

2.学会発表

なし

H. 知的所有権の取得状況の出願・登録状況

1.特許取得

なし

2.実用新案登録

なし

3.その他

なし

生活保護の実証分析

米山正敏*

(国立保健医療科学院 医療・福祉サービス研究部 主任研究官)

I 序論

最近、生活保護の問題が連日のように報じられている。そのきっかけは平成 24 年の人気お笑い芸人の母親の不正受給の発覚であった。しかし、この問題は、不正受給の問題だけではない。むしろ、不正受給の割合は僅少とってよく、問題は①働く能力があるのに働かずに生活保護に頼って生活する(モラルハザード)、②働きたいのに景気が悪くて働き口が見つからず生活保護で生活する、の二つである。ただ、①とは逆に生活保護が受けられるのに、それを受けることをスティグマと感じてあえて受給しない人もいⁱⁱることに留意すべきである。さて、この二つは稼働能力がある世帯として、その他世帯と分類される。この世帯は、働ける者は働いてもらうのが一番であるから、自立・就労支援策が必要であり、そのための補助金を政府が支給している。そして、ここ数年生活保護費は急速に増えている(後掲グラフ 5 の生活保護費の推移を参照)。これは、リーマンショックの影響等で、「その他世帯」が急増したことによる。一方、政府は不正受給の割合は小さくとも、生活保護の指導強化・不正受給対策も行おうとしている。したがって政府は前者の補助金は「アメ」、後者の不正受給対策は「ムチ」の政策を行おうとしているのである。ここで重要なのは、最後のセーフティネット(憲法第 25 条に規定する「健康で文化的な最低限度の生活」)を保障する生活保護を、本当に必要な人のみ与えられるようにすることである。ちなみに、ⁱⁱⁱ第一のセーフティネットは公的年金、公的医療保険などと、雇用保険の失業手当であり、今後政府が第二のセーフティネットとして構想しているのが、先に述べた自立・就労支援策と貧困の連鎖の防止である。したがって、最後のセーフティネットである生活保護は第三のセーフティネットということになる。ここで、具体的に政府が考えている生活保護費の削減策は、生活扶助の削減や、医療扶助の適正化(効能は同じで、特許が切れた先発品より安く市場に出てくる薬(ジェネリック)の使用促進等)などである。また、景気との関係のみをみると、前述のとおり、平成 20 年度に勃発したリーマンショックを契機(平成 20 年度はマイナス成長)^{iv}に、「その他」世帯が一気に増えて、平成 19 年度から平成 20 年度までの生活保護費の増加に対する寄与率は高齢者世帯^v(男女ともに 65 歳以上(平成 17 年 3 月以前は男 65 歳以上、女 60 歳以上)の者のみで構成されている世帯か、これらに 18 歳未満の

* 研究協力者

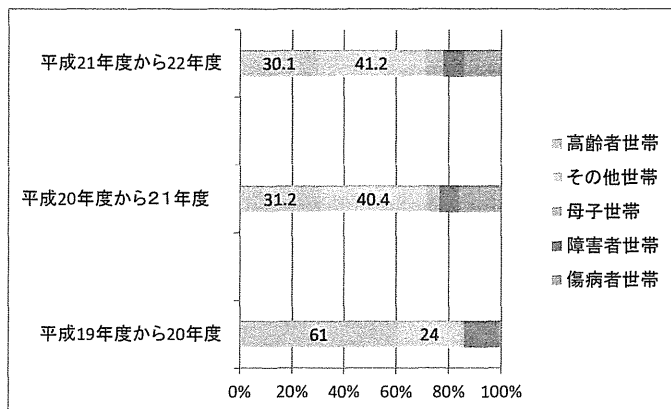
者が加わった世帯)が61%、その他世帯は24%だったのに対し、平成20年度から平成21年度にかけての寄与率は、前者が31%、後者が40%と大きく逆転している。このような景気の低迷から、「その他」世帯は①よりも②の要因が大きいものと推測される。生活保護は色々な観点から議論されるが、本稿では景気と生活保護の関係を考えるため、②を含む「その他」世帯の生活保護費に与える経済的要因を探ることを目的としたい。

II 生活保護の実態

この章では、Iで述べた生活保護の実態をデータで見てみたい。ただし、本稿執筆時に得られたデータの制約等により、2006年度(平成18年度)から2010年度(平成22年度)までの5か年を分析期間としている。まず、Iでも触れた寄与率をデータで見てみる。寄与率とは、ある変数の増加(減少)に対して、その増加(減少)の要因が何%を占めているかを表す指標である。したがって各要因の寄与率の総和は100%となる(四捨五入の関係で一致しない場合がある)。これを、平成19年度から平成20年度まで、20年度から21年度まで、21年度から22年度までを100%横棒グラフで図示する(グラフ1)。ただし、平成18年度から19年度までは、マイナスになった項目があったので、100%横棒グラフに表示できないため、各要因の寄与率を(表1)で示した^{vi}。後のグラフ2から5は、そのタイトルが示すとおりである。これらを見ると、明らかに平成20年度のリーマンショックの影響がみてとれる。グラフ1では、前述のとおり、平成20年度から21年度のその他世帯の寄与率が、平成19年度から20年度までのそれより大きく伸びている。グラフ2では、平成21年度において、高齢者世帯の割合の低下とその他世帯の割合の増加がみてとれる。グラフ3は最も顕著にリーマンショックの影響を示しており、平成21年度の伸び率が極めて大きい。グラフ4では、平成21年度のその他世帯数の平成20年度からの増加が大きくなっている。グラフ5の生活保護費の推移でも同様である。ここで、グラフ1から5までを総合的にみると、リーマンショックが起こった平成20年度より、景気回復期に入った平成21年度(平成20年度の対前年度実質GDP比-2.0%、21年度のそれは1.2%)の方が、雇用環境の悪化を示すその他世帯の増勢が大きい。これは、一見矛盾に感じられるかもしれないが、平成20年度のリーマンショックの影響による景気悪化が、平成21年度にかけて景気回復期に入ったのに対し、雇用環境は依然として厳しかったことを示していると考えられる。それは、平成21年7月、8月、9月に有効求人倍率が0.43と過去最低を記録したことに端的に表れている^{vii}。ちなみに、景気回復が確実になった平成22年度(対前年度実質GDP比1.6%)においても、グラフ1から5とも平成21年度の雇用の悪化(その他世帯の上昇)の情勢の高止まりがみられるのは、一度生活保護を受給すると、なかなかそこから離れられなくなるということが、一つの要因であろう。このことが、まさに序論で述べた自立・就労支援策が必要な所以である。これらの状況を踏まえれば、表2及び表3から見ても、不正受給の問題はトリビアに思われるかもしれない。しかし、政府としては、前述のとおり、不正受給対策の強化をも目指している。その理由は、「おいしい思い」をしているほんのわずかの心無い不正受給者を排除し、真に保護を必要とする者に給付を集中したいということが一つの理由だろう。なお、平成25年度政府予算案(一般会計)の歳出総額92.6兆円^{viii}のうち、社会保障費は29.1兆円と最も多かった。そのように考

えれば、社会保障費は最も削減の対象となりやすく、その中でも、前述した生活扶助の削減や医療扶助の適正化などと不正受給対策により、生活保護費が削減の対象となりやすい。もっとも、年金、医療、介護といった高齢者向け費用は今後とも増えていくので、社会保障費全体の削減が、給付と負担のバランスをとりつつ、要求されるだろう。

(グラフ1) 各年度の寄与率(%)

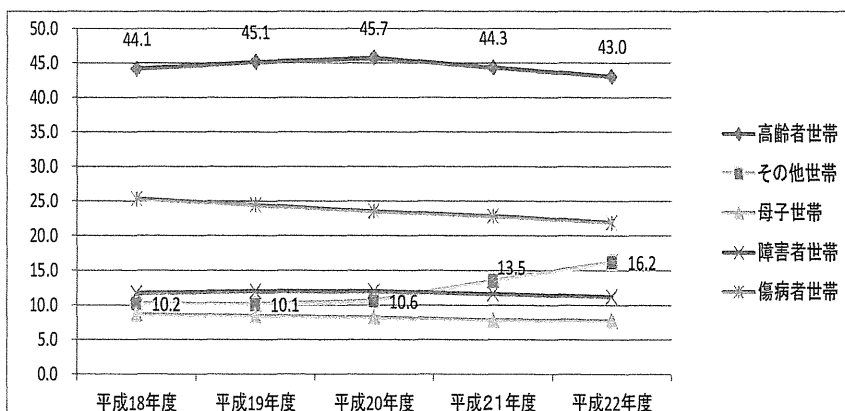


(表1) 平成18年度から平成19年度までの寄与率(%)

高齢者世帯	その他世帯	母子世帯	障害者世帯	傷病者世帯	合計
81.3	4.9	1.0	23.3	-10.5	100

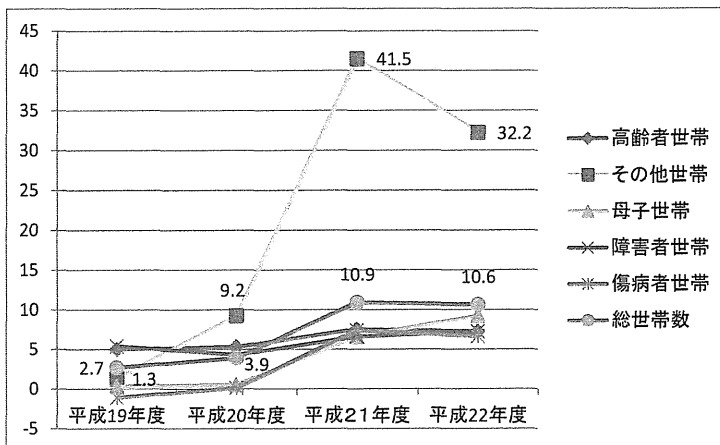
資料出所：厚生労働省「福祉行政報告例」、「被保護者全国一斉調査」等より筆者作成

(グラフ②) 各世帯の割合年度推移(%)



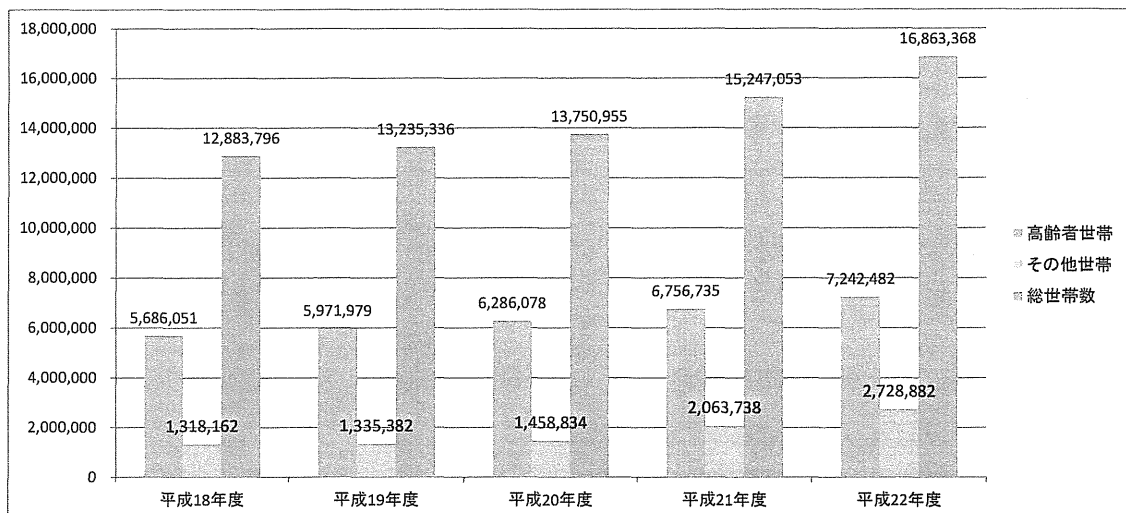
資料出所：厚生労働省「福祉行政報告例」、「被保護者全国一斉調査」等より筆者作成

(グラフ③)各世帯数の対前年度伸び率の推移(%)



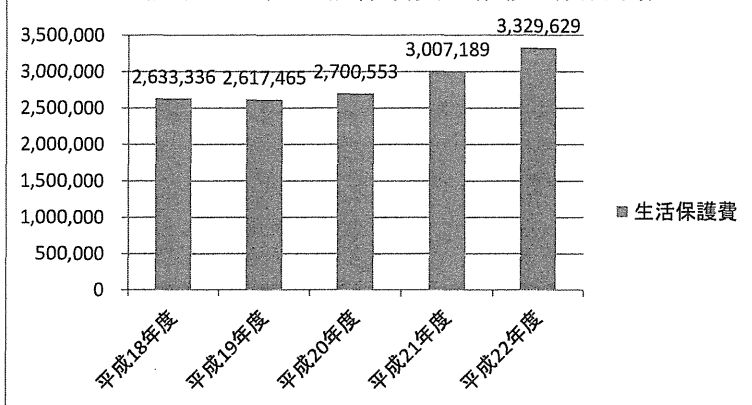
資料出所：厚生労働省「福祉行政報告例」、「被保護者全国一斉調査」等より筆者作成

(グラフ④) 高齢者世帯・その他世帯・生活保護受給総世帯数の年次推移



資料出所：厚生労働省「福祉行政報告例」、「被保護者全国一斉調査」等より筆者作成

(グラフ⑤) 生活保護費の推移(百万円)



資料出所：厚生労働省「福祉行政報告例」、「被保護者全国一斉調査」等より筆者作成

(表2) 生活保護費(事業費ベース・実績額)に占める不正受給金額の割合(%)

生活保護費		不正受給金額		不正受給額の割合(%)
年度	合計(千円)	年度	合計(千円)	
平成18年度	2,633,333,555	18	8,978,492	0.340955364
19	2,617,464,651	19	9,182,994	0.350835454
20	2,700,553,250	20	10,617,982	0.393178028
21	3,007,189,049	21	10,214,704	0.339676151
22	3,329,629,240	22	12,874,256	0.386657344

厚生労働省「福祉行政報告例」、「被保護者全国一斉調査」、「生活保護費負担金事業実績報告」等より筆者作成。

(表3) 不正実人員数の割合(%)

年度	被保護実人員数	不正受給実人員数	不正実人員数の割合(%)
平成18年度	18166704	14669	0.080746623
19	18519854	15979	0.086280378
20	19111434	18623	0.097444284
21	21162859	19726	0.093210468
22	23424756	25355	0.108240188

厚生労働省「福祉行政報告例」、「被保護者全国一斉調査」、「生活保護費負担金事業実績報告」等より筆者作成。

Ⅲ 生活保護の実証分析

本章では、パネル分析を用いて、その他世帯に影響を与える経済変数を探ることとする。

パネルは、47都道府県のデータを序論で述べたとおりの分析期間の5年間(平成18年度から22年度)をプールしたものである。パネル分析の利点は、パネル・データが推定方法や理論的結果を開拓するのに適した環境を提供してくれることである^{ix}。まず、この分析の被説明変数から説明する。被説明変数は、生活保護世帯において稼働能力があり、とりわけ景気の影響で働くことができなくなる世帯ということで、「その他」世帯を採用した。それを、全保護世帯数で除して、割合としている。これは、序論で述べた、①と②を含むもの、とりわけ景気に左右される②を想定して「その他」としたものである。次に説明変数は、X1itは有効求人倍率、X2itは完全失業率と、雇用に関する指標を入れた。ここで、我が国の中小企業に着目したい。わが国の中小企業は、我が国企業総数のほぼ100%を占める、わが国の産業・経済を支える屋台骨である。例えば、2009年において、中小企業の常用雇用者・従業者数は99.7%をもしめている(そのうち、87.1%は小規模企業)^x。2008年度のリーマンショックの勃発後、中小企業の資金繰りの悪化がみられ、各都道府県にある地方銀行^{xi}(民間金融)による貸し渋りが予想されたことから、地方銀行の中小企業向け貸付金残高の対前年度比をX3itとして入れた(ただし、一つの都道府県に二つ以上の地方銀行が存在する場合には、それらの貸付金残高を単純に足しあげて、対前年度比を計算した。)。その後、政府による30兆円規模の資金繰り対策の一部である日本政策金融公庫を通じたセーフティネット貸付によって資金

繰りが改善していることが予想されることから、都道府県別日本政策金融公庫^{xiii}の貸付（融資）額（中小事業部）の対前年度比を X 4 it として入れた。つまり、日本企業の太宗を占める中小企業の資金繰りが悪化すれば、雇用指標も悪化して「その他」世帯が増えるという仮説を立てた。中小企業の金融に着目した点が注目されよう。以下の分析は、統計ソフト「STATA.12」を用いて、これらの点について実証分析を行ったものである。

(表4) パネルデータによる「その他」世帯の割合に関する実証分析

推定方法: フィクストエフェクトモデル		被説明変数: 「その他」世帯数 の生活保護受給総世帯数に対する割合 (平成18年度から22年度)	
説明変数		(係数)	(t値)
定数項		0.904297	2.70
X1it	都道府県別有効求人倍率 (実数) (パート含む) 年度平均	-0.46882	-7.33
X2it	都道府県別完全失業率 推計値(年平均)	0.020063	7.43
X3it	都道府県別地方銀行の中小企業向け貸付金残高の対前年度比	-0.30035	-1.01
X4it	日本政策金融公庫中小企業事業の都道府県別貸付(融資)金額の対前年度比	-0.01564	-8.32
R2:	within	0.7287	サンプル数
	between	0.015	235
	overall	0.1645	

筆者推計

資料出所: 厚生労働省「福祉行政報告例」、都道府県別データ(脚注参照)に基づくデータを用いた筆者推計。

Hausman 検定で、 $\text{Prob} > \chi^2 = 0.0000$ となったため、ランダムエフェクトモデルが採用されるという仮説が棄却され、フィクストエフェクトモデルが採用された。結果は、雇用関係指標 (X 1 it 及び X 2 it) については、予想通りの符号であり、有意性も十分である。これについては、雇用情勢が悪化すれば「その他」世帯が増加するという当然の結果を示している。さて、中小企業への貸付を示す X 3 it と X 4 it はどうか。中小企業への貸付が多くなれば (X 3 it、X 4 it が大きくなれば)、中小企業の資金繰りが潤沢となり (雇用が守られる→その他世帯が減る)、逆に貸し渋りをすると (X 3 it、X 4 it が減少すると)、中小企業の資金繰りが悪化することから (雇用も悪化する→その他世帯が増える)、負の符号が期待される。結果は、予想通り、どちらも負となったが、前者は t 値が -1.01 と 5% 有意でなく、後者は、-8.32 と十分有意であった。これは、如何に解釈されるか。この解釈は、地方銀行が地元の中小企業向け民間銀行であるのに対し、日本政策金融公庫が政府系中小企業金融機関であるということである。後者では、リーマンショック後に 30 兆円規模の第一次・第二次補正予算の一環として、セーフティネット貸付の拡充が日本政策金融公庫をとおして行われた^{xiii}ものである。これが、負の優位性が高い理由である。さらに、後者は都道府県ごとにきちんと分かれて融資額が計上されているのに対し、地方銀行の方は、地元の中小企業を中心としつつも、隣県と取引をしているなど、必ずしも都道府県別に融資額がそろっていないということも一因である。いずれにせよ、中小企業への資金繰りが悪化すると雇用情勢が厳しくなり、「その他」世帯が増加するという仮説は正しいことが示された。

IV リーマンショックと生活保護

ここまでの記述内容で、リーマンショックという言葉がキーワードになっている。このリーマンショックが我が国全体の経済や中小企業に与えた影響をみてみたい。リーマンショックは、「100年に一度の危機」とも言われ、世界各国で株価の大暴落が起り、世界同時不況に陥った。当然、日本も世界同時不況に巻きこまれた。特に、米国のドルの信認がなくなり、日本の円に対する信認が高まったため、円が独歩高となり、我が国の輸出産業（製造業が中心）が、中小企業も含め壊滅的な打撃を受けた。これに伴い、中小企業の雇用も悪化した。これが、生活保護の「その他」世帯の増加につながったことは、実証分析の雇用指標（X 1 it 及び X 2 it）の有意性の高い係数から証明されている。雇用については、後述するとして、そもそもリーマンショックはなぜ起こったか^{xiv}。その引き金は、米国のサブプライム住宅ローンの問題である。サブプライム住宅ローンとは、低所得者等に対し、その低い信用力を住宅の担保価値で補完するローンである。2000年頃から上昇していた住宅価格を背景に、サブプライム住宅ローンは拡大してきたが、住宅価格が2006年に入って下落に転じたため、サブプライム住宅ローンは多くが不良債権化した。サブプライム住宅ローンはその返済を引当として組成された証券化商品が欧米の金融機関によって多額に保有されていたことから、証券化商品の価格の下落により欧米の金融機関が多額の損失を被った。これが2007年夏以降、こうしたサブプライム住宅ローン等の問題が、金融市場全体の混乱を招き、ついに2008年9月の米国の大手投資銀行、リーマン・ブラザーズの破綻を招いた。ここで、我が国の中小企業の雇用情勢を見てみる。雇用情勢の前提となる我が国の景気は、世界経済が減速する中、弱含み(注IV、我が国の実質GDPの対前年度伸び率は、平成18年度0.8%、19年度0.8%)、中小企業の景況感は、2008年に入って以降、リーマンショックの影響もあって一段と悪化している。つまり、中小企業景況調査^{xv}による中小企業業況判断DI^{xvi}は、2008年に入って、急速に悪化し、リーマンショック以降は、製造業において特に、さらに悪化した(2008年第一四半期中小企業のうち製造業のDI=△25→2009年第一四半期の同DI=△55)。さらに、直接的な雇用指標の一つである中小企業景況調査による、従業員過不足DI^{xvii}は不足超が続いていたが、2008年第2四半期より不足幅が減少し、リーマンショック直後の2008年第4四半期には過剰超に転じ(この時期の中小企業の産業全体の従業員過不足DIは約1)であり、2009年第1四半期にはさらに過剰感(同DIは約5)が高まっている。ここで、最後に中小企業の倒産動向^{xviii}を見ておこう。この倒産は、直接失業、「その他世帯」の増加に結びつくことから、説明変数に加えたいところだったが、諸般の事情で中小企業の47都道府県別のパネルデータが得られなかった。これは今後の課題としたい。これを見ても、中小企業の倒産件数は2008年5月を底に(中小企業の全産業の倒産件数の、2008年5月の対前年同月比は、約-2%)、増加傾向にあり、特に2008年度後半になって増勢を強めた(2008年度9月の前掲の比率は、約35%)。以上、リーマンショックと中小企業の経営状況に触れてきたが、2008年のリーマンショックが中小企業の景況感を悪化させ、雇用の過剰感をもたらし、今まで多く言及してきた、生活保護の「その他」世帯の増加、すなわち平成20年度から21年度への寄与率の増加という結果をもたらしたのである。

V リーマンショック後における自立・就労支援策

さて、リーマンショック直後に生活保護者が急増する中、政府としては、どのような自立・就労支援策をとったのか、厚生労働白書(2009年版)を見ていくことにしよう。厳しい雇用失業情勢の中で離職した生活保護受給者が、早期に就労し、自立できるよう、就労に向けた支援を行うことが重要となっている。また、生活保護受給世帯で育った子どもが、成人したのちに再び生活保護を受給するという「子供の貧困」の問題が指摘される中、生活保護における「貧困の連鎖」を防止するため、就労支援と相まって子育て及び子どもの学習の支援をより充実させる必要がある。このために、政府は以下に述べるような補助金を支給して施策を講じるものである。そして、人々が生活困難に直面した場合に、生活に困窮してしまわないうちに、再び自分の足で立ち上げられるようにするという観点が重要である。このため、低所得者や離職者が生活に困窮しないうちに、雇用施策と福祉施策が相まって、直ちに支援の手が差し伸べられることが必要である。これが、まさに、政府が拡充を目指す、自立・就労支援策に他ならない(第二のセーフティネット)。それでは、具体的に見ていこう。まず①「自立支援プログラム」である。生活困窮者の自立・就労を積極的・組織的に支援する取り組みとして平成17年度から「自立支援プログラム」による自立支援を実施している。また、リーマンショック直後の平成21年度には、ア) 現下の雇用情勢の影響で失業したこと等により新たに保護が開始された者に対する早期の就労支援に関するプログラム、イ) 母子世帯に対する就労支援等に関するプログラムの充実・強化に取り組んでいる。②「福祉事務所とハローワークの連携による生活保護受給者に対する就労支援」「自立支援プログラム」の一環として、ハローワークが福祉事務所と連携して、稼働能力や就労の意欲がある生活保護受給者に対して、個々の対象者の態様、ニーズ等に応じた就職支援を行う「生活保護受給者等就労支援事業」が実施されている。また、リーマンショック直後の平成21年度においては、「就労意欲喚起等支援事業」を創設し、就労に向けた課題を多く抱える生活保護受給者等に対して、専門的な経験・知識等を有する特定非営利活動法人や民間職業紹介事業者等を活用するなどして就労支援に取り組んでいる。③「生活保護制度における子どもの健全育成のための支援等」リーマンショック直後の平成21年度補正予算において、子どものいる生活保護世帯に対して、ア) 子供やその親が日常的な生活習慣を身につけるための支援、進学に関する支援、ひきこもりや不登校の子どもに関する支援等を行うための「子どもの健全育成プログラム」の策定・実施、イ) 学習参考書や一般教養図書などの家庭内学習に必要な図書購入費や課外のクラブ活動に要する費用に充てるための「学習支援費」の創設を行うこととし、7月から実施している。また、生活保護の対象となる母子世帯^{xix}に対しては、母子家庭に対する生活や子育てに対する支援と就業支援のほか、子どもの健全育成を促進する等の観点から新たに創設された「高等学校等就学費」、「ひとり親世帯就労促進費」、「学習支援費」等により、就労や教育といった母子世帯が抱える個別のニーズに対する支援が行われている。そして、昨今の厳しい雇用失業情勢に対応し、離職者の生活および求職活動を支援するため、リーマンショック直後の平成21年度補正予算で、雇用施策の拡充を図るとともに、合わせて、「新たなセーフティネット」を構築し、職業訓練、再就職、生活、住宅への総合的な支援に取り組むこととした。ア) 住居喪失離職者に対する賃貸住宅入居初期費用等の貸付、「緊急人材育成・

就職支援基金」による訓練・生活支援の実施等、イ) 上記アの施策の対象とならない者等に対し、住宅手当の支給、生活の立て直しのための資金の貸付け等による支援、ウ) 公的給付等による支援を受けるまでの間のつなぎ資金貸付を実施し、雇用施策と福祉施策が相まって直ちに支援の手が差し伸べられて、自立を維持できるような支援を行った。なお、平成 25 年度には、自立・就労支援策の一層の強化を図るため、就労支援員（就労意欲の喚起を行うものを含む。）が 25 年 2 月現在 1981 名のところを、平成 25 年度には全国目標で 2,200 名に増員することとするなどの施策を行うことになっている。

VI 結論

本稿における分析期間には、100 年に一度の危機といわれたリーマンショックが含まれていたため、経済と生活保護の関係が鮮明に表れた。経済が悪化することで中小企業の景況感が悪化し、さらに中小企業の資金繰りが苦しくなると、それが雇用の余剰感を高め、失業者を生み、それが生活保護に流れ込んでくるのである。この自明なことは、47 都道府県×5 年間というサンプル数の少ない簡単なパネル分析からも明らかになった。生活困窮者が現れる以上、政府は憲法第 25 条の規定により、「健康で文化的な最低限度の生活」を保障しなければならない。最低限度の生活がどのようなものかという議論で、生活保護費の額も変わってくる。また、生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）には、そもそも自立の助長を促す法理が含まれており、自立・就労支援の各種メニューが整えられているものである。これらのメニューは今後、いわゆる「第二のセーフティネット」と位置付けられる。また、リーマンショック以前にも完全失業率と保護率^{xx}とはやはり鮮明な相関関係を示しており、生活保護は、経済に依存するといつてよい。したがって、適切な経済運営を政府が行うことが、生活保護費を減らし、ひいては社会保障財政、国家財政の安定につながるものである。また、こうした経済面だけでなく、生活保護に埋もれず自立した生活を各国民が営むことが、その個人の生きがいを生むとともに、社会の活力をももたらすのである。さらに、不正受給をなくすことも、社会の安定をもたらすものである。こうした意味から、自立・就労支援策は「第二のセーフティネット」、生活保護はまさに「最後のセーフティネット」である。これらのセーフティネットの安全性を高めることは、政府の重大な責任である。

謝辞 本稿の執筆に当たっては、金子能宏氏（国立社会保障・人口問題研究所社会保障基礎理論研究部長）から有益な示唆を頂いた。記して感謝申し上げる。

i 不正受給の内では、就労で得た収入の無申告が最も多く、その他には、このお笑い芸人の母親のような、親族からの仕送りを申告しなかったという例もある。このような、生活保護を受けてはならない者に支給されることを防止することを、濫給防止という。不正受給対策と同義で、暴力団員対策、年金担保貸付利用者への対応等による。

ii スティグマと意識するのではなく、本当に支給され得るのに生活保護を受け取れないことを防止することを、漏給防止という。

iii 第一、第二のセーフティネットについては、朝日新聞の記事（平成 25 年 2 月 3 日（日）朝刊 2 ページ）を参照。

iv 実質 GDP の伸び率は、平成 18 年度 0.8%、19 年度 0.8%、20 年度 -2.0%、21 年度 1.2%、

22 年度 1.6%。 出典：内閣府経済社会総合研究所

v 高齢者世帯以外の世帯の定義は、

母子世帯：死別、離別、生死不明及び未婚等により、現に配偶者がいない 65 歳未満（平成 17 年 3 月以前は、18 歳以上 60 歳未満）の女子と 18 歳未満のその子（養子を含む。）のみで構成されている世帯 障害者世帯：世帯主が障害者加算を受けているか、障害・知的障害等の心身上の障害のため働けない者である世帯 傷病者世帯：世帯主が入院（介護老人保健施設入所を含む。）しているか、在宅患者加算を受けている世帯、若しくは世帯主が傷病のため働けない者である世帯 その他の世帯：上記以外の世帯

vi 本稿では、平成 18 年度からデータをとったため、平成 17 年度から 18 年度の寄与率も算出できない。

vii 季節調整済。新規学卒者を除き、パートタイムを含む。出所：厚生労働省「一般職業紹介状況」

viii 政府の予算（一般会計歳出）の中に社会保障費があり、その中に生活保護費（生活保護費負担金と同じ）が含まれている。この額は前年度の生活保護費から推計して得られる。2013 年度（平成 25 年度）では、本文に書いた通り政府予算案歳出の総額は 92.6 兆円であり、同予算案では社会保障費が 29.1 兆円で一番を占めるとともに、生活保護費は 2.8 兆円で、社会保障費に占める割合は、約 10%である。

ix グリーン計量経済分析Ⅱ（改訂新版、2003）William H. Greene 著、斯波恒正、中妻照雄、浅井学訳 エコノミスト社 pp.712

x 総務省「平成 21 年経済センサス基礎調査」を東京商工リサーチにて再編加工。中小企業基本法 1999 年改正後の定義に基づく。その定義とは、常用雇用者 300 人以下（卸売業、サービス業は 100 人以下、小売業、飲食店は 50 人以下）、または資本金 3 億円以下（卸売業は 1 億円以下、小売業、飲食店、サービス業は 5,000 万円以下）の企業を中小企業とする。常用雇用者 20 人以下（卸売業、小売業、飲食店、サービス業は 5 人以下）の企業を小規模企業とする。個人事業所も含む。（ここでいう 2009 年の数値は、民営、非一次産業、常用雇用者・従業者数の割合）

xi 融資先は、上記 x に規定する 1999 年改正後の中小企業基本法における中小企業と同じ。地方銀行の例としては、群馬県に群馬銀行がある。

xii 日本政策金融公庫独自の中小企業の定義があるが、中小企業基本法のそれとほぼ同じ。個人事業所も含む。また、沖縄県は、沖縄振興開発金融公庫。

xiii 2008 年 10 月 1 日から 2009 年 8 月 31 日までの貸付実績が 1 兆 3,828 億円、9 万 6,922 件に達している。

xiv ここからの、IV 章の議論は、中小企業白書 2009 年版を基にしている。

xv 中小企業庁・（独）中小企業基盤整備機構による。

xvi 業況判断 DI とは、前期に比べて業況が「好転」と答えた企業の割合（%）から、「悪化」と答えた企業の割合（%）を引いたもの。（前期比季節調整値）

xvii DI は雇用人員の「過剰」－「不足」。

xviii （株）東京商工リサーチ「倒産月報」

xix 生活保護の対象となる母子世帯の生活保護世帯に占める割合は、平成 20 年度で 8.2%、平成 21 年度で 7.8%。（筆者計算）

xx 定義は、保護率＝被保護人員/総人口

参考文献

Stata によるデータ分析入門 (2010) 松浦寿幸著 東京図書

グリーン計量経済分析Ⅱ（改訂新版、2003）William H. Greene 著、斯波恒正、中妻照雄、浅井学訳 エコノミスト社

中小企業白書（2009 年版）

厚生労働白書（2009 年版）

平成 24 年度 厚生労働科学研究費補助金(政策科学総合研究事業(政策科学推進研究事業))
「社会保障給付の人的側面と社会保障財政の在り方に関する研究」

社会保障給付の人的側面と社会保障財政の在り方に関する研究動向
ーミクロ・データによる実証分析と学際的分析の展開ー

研究代表者 金子能宏(国立社会保障・人口問題研究所 社会保障基礎理論研究部長)

研究分担者 稲垣誠一¹・岩本康志²・森口千晶³・八塩裕之⁴・湯田道生⁵

暮石渉⁶・酒井正⁷・山本克也⁸

研究協力者 野口晴子⁹・泉田信行¹⁰・藤井麻由¹¹

平成 24 年 6 月 29 日 研究会

第 1 報告：15:30-17:00

報告者：窪田康平先生(山形大学地域教育文化学部講師)

テーマ：親の所得が子供の教育水準に与える影響

第 2 報告：17:00-18:30

報告者：小西(趙)萌先生(早稲田大学高等研究所助教)

テーマ：Retiring for Better Health? Evidence from Health Investment Behaviors in
Japan

報告の概要

第 1 報告：「親の所得が子供の教育水準に与える影響」

- ・女性の就労は介護・看護労働の確保のために重要である。親の所得が子どもの教育水準に対して正の影響があるのであれば、子どもの教育は教育費を賄う所得増の必要性を通じて、女性の就労参加を促進している可能性がある。
- ・そこでこの論文では、2003 年～2011 年の大阪大学 GCOE データにおける 1986 年から 1991 年生まれの子供を用いて、親の所得が子供の教育成果に与える影響を測定してい

1 一橋大学経済研究所教授

2 東京大学大学院経済学研究科教授

3 一橋大学経済研究所教授

4 京都産業大学経済学部准教授

5 中京大学経済学部准教授

6 国立社会保障・人口問題研究所 社会保障基礎理論研究部第 3 室長

7 国立社会保障・人口問題研究所 社会保障基礎理論研究部第 2 室長

8 国立社会保障・人口問題研究所 社会保障基礎理論研究部第 4 室長

9 早稲田大学政治経済学部教授

10 国立社会保障・人口問題研究所 社会保障応用分析研究部第 1 室長

11 国立社会保障・人口問題研究所 社会保障基礎理論研究部研究員

- る。
- ・因果関係を推定するためには子供の教育成果と親の所得の両方に関係する観測できない要因（脱落変数）や親の所得の計測誤差が課題となるので、操作変数法と固定効果モデルを用いている。具体的には、変数には子供のアウトカムとして教育年数を、親の所得としては子供が13~18歳時の世帯所得の平均を使用し、操作変数には両親の教育年数、祖父母の所得の代理変数、祖父の教育年数を使用している。
 - ・推定の結果、親の所得が10%増加すると、教育年数がOLSでは0.5%増加しIVでは0.15%増加する。これは、OLSは親の所得の影響を過小に推定しているといえる。またOIDテストは棄却されなかったので、子供の教育年数の決定について、世代で受け継がれる観測できない要因の影響（たとえば、祖父母のしつけなど）が影響している可能性があることを示唆している。
 - ・親が子供の在学中に流動性制約に直面している場合、親の所得の低下が子供の進学を妨げる可能性があるため、兄弟姉妹間固定効果モデルや親の所得と流動性制約の代理変数の交差項している。この結果親の所得が低いと短大・大学へ進学する確率は低くなり、この影響は流動性制約に直面している家計において顕著であることが分かった。
 - ・フロアからは、流動性の問題として奨学金の受給の有無を考え、その代理変数として自営か否かを推定に入れると良いのではというコメントがあった。自営業の所得の捕捉率は低く自営業のほうが奨学金をもらいやすいという意図である。

第2報告：「Retiring for Better Health? Evidence from Health Investment Behaviors in Japan」

- ・高齢化は、公的年金を受給する人口の比率の上昇につながり、多くの国で年金受給年齢の引き上げが始まっている。退職年齢を遅らせることが健康に対して与える効果への関心が高まっている。
- ・退職が、健康アウトカムではなく、むしろ喫煙や飲酒、運動といった健康行動や健康投資へ与える影響を調べている。使用するのは、2008年から2011年までの日本を対象としたパネルデータである「健康と引退に関する調査」(Health and Retirement Survey)で、1334人から3991オブザベーションがある。
- ・回帰不連続デザイン(RD)による分析では、日本政府によって設定された定年退職年齢において退職しやすいので、退職年齢の近傍では、無作為化比較実験(randomized experiment)とみなせるということを利用して、とくに57歳から63歳の個人に注目している。
- ・操作変数法(IV)による分析では、退職年齢の外生的な変化(基礎年金や厚生年金における経時的な変化と性別による違い)を操作変数としている。
- ・RDでは、退職の影響として、男性で一日あたりのタバコの吸う本数が7.5~9.3本減っている。また、女性で飲酒の確率の低下と日常的な運動の確率の上昇が見られた。またIVでは男性の退職は一日あたりのタバコの吸う本数が約1本減り、日常的に運動を行う確率が15%上昇することがわかった。これは特に男性で頑健であった。
- ・フロアからはタバコや飲酒には依存性の問題があるので、日常的な運動をアウトカムとした分析に焦点を当てたほうが良いのではという提案があった。

平成 24 年 7 月 20 日 研究会

報告者：佐野洋史先生（滋賀大学経済学部准教授）

テーマ：勤務条件に対する医療・介護従事者の選好と就業促進策の検討

報告の概要

報告：「勤務条件に対する医療・介護従事者の選好と就業促進策の検討」

- ・地域や診療科の医師不足はなかなか解消されずにいるが、その一因として 2004 年に導入された医師臨床研修制度がある。また、介護労働者についても、賃金水準の低さや離職率の高さから、不足が指摘されている。医療や介護の従事者を確保するには医療・介護従事者がどのような勤務条件を重視して勤務先を選ぶのかを把握し、彼・彼女らの就業を促すことのできる職場環境を整備することが重要である。
- ・医師や介護労働者が就業場所の選択の際、勤務条件に関してどのような要因をどの程度重視するのかを把握することを目的としていた。その上で、医師や介護労働者が重視する勤務条件に基づき、医師や介護労働者の不足や偏在を解消するための有効策について検討がなされていた。
- ・これらの研究テーマを報告するのは、医師と研修医の就業場所の選択要因を明らかにすることは医師不足問題に示唆を与えるからであり、また勤務条件の影響と給与以外の処遇改善の効果を明らかにすることは、介護従事者の離職防止や雇用安定に政策的な示唆を与えるからである。
- ・分析方法としては、分析対象者に対して仮想的質問を行うことにより、財やその属性の価値を推計する表明選好法をとっている。これはコンジョイント分析と呼ばれている。
- ・分析結果から、医師、研修医、介護福祉士やホームヘルパーの資格を有していながら、福祉・介護分野に就業していない潜在的有資格者、介護労働者に関して以下のことがわかった。
 1. 医師は就業場所の選択において、医療機関の立地場所がへき地でないこと、診療について相談できる医師がいること、学会や研修会への出席機会が保障されることを特に重視していた。
 2. 研修医は就業場所の選択の際、診療について指導してくれる医師がいること、医療機関の立地場所がへき地でないことを特に重視していることがわかった。
 3. 介護福祉士やホームヘルパーの資格を有していながら、福祉・介護分野に就業していない潜在的有資格者は介護事業所に就業する際、年収が増額されること、通勤時間が短いこと、能力給制度を採用していることを特に重視していることがわかった。
 4. 介護労働者は就業先の選択の際、通勤時間の長さを特に重視するため、通勤時間によって処遇改善が就業を促進させる効果が異なることがわかった。
- ・フロアからは、訴訟が起こった際にそれを病院が払ってくれるかどうかをコントロールしてはどうか、また、それに関して参加に特化して分析を進めてはどうかというコメントがあった。また、幾つかのシナリオが非現実ではないかという指摘があった。

平成 24 年 7 月 23 日 研究会

報告者：マーク・ピアソン先生（OECD 事務局（雇用労働社会局）医療課長）

テーマ：The economic crisis and health

報告の概要

報告：The economic crisis and health

- ・ OECD（経済協力開発機構）の医療部門の課長である Mark Pearson 氏は、長年 OECD で社会政策の仕事に携わり、所得移転を社会サービスや雇用サービスと統合させる最適な方法に関して各国の政府に対して政策的助言をあたえている。また、同氏は、Growing Unequal? を始めとする何冊もの書籍や社会扶助政策や家族政策に関する一連の研究などを著している。
- ・ 本報告では、The economic crisis and health と題し、医療への支出の持続可能性、医療支出の現状と将来の見通し、経済危機と医療支出、およびあるべき政策対応、といった点からお話をいただいた。具体的には以下のとおりである。
- ・ 経済的な持続可能性と財政的な持続可能性を区別する必要がある。多くの先進国が直面しているのは後者の財政的な持続可能性である。経済的な持続可能性の確保はむしろ長期的な課題である。
- ・ OECD 諸国の平均で、2009 年において 9.5%、2010 年において GDP の 9.5% を医療費支出に当てている。アメリカの 17.6% がもっとも高く、オランダの 12%、フランスとドイツの 11.6% と続いている。日本は 9.5% で OECD 平均と等しい。
- ・ 国民所得と一人あたり医療費支出には強い相関がある。
- ・ 多くの国が経済危機への対応として外来診療での薬の価格の下落、公的部門の賃金や雇用の凍結や切り下げ、公的部門の整理統合を行ってきた。
- ・ 慢性病の予防への投資といった例外を除いて、医療への需要を制約しようとしてもほとんど意味が無い。医療は経済成長に対し重要な貢献を行うことになるであろう。むしろ、供給側の問題が焦点となるであろう。
- ・ 供給側では、新たな技術に対してインセンティブを正しく与えることが重要で、公と民間の教会をどう運営するかを考えるべきである。また医療における労働市場をうまく働かせる必要がある。
- ・ フロアからは、終末期の医療について延命拒否を導入している国はあるのか、という質問が出た。ピアソン氏からは、スイスが導入しているが、なぜ導入できたのかには文化的なものがあるのかもしれないとのことであった。

平成 24 年 10 月 26 日 研究会

第 1 報告

報告者：原ひろみ 准教授（日本女子大学 家政学部）

テーマ：The Impact of Firm-provided Training on Productivity, Wages and Transition from Non-regular to Regular Employment

第 2 報告

報告者：水落正明 准教授（三重大学人文学部）

テーマ：三重県における地域医療・福祉に関する研究プロジェクトについて

報告の概要

第 1 報告：The Impact of Firm-provided Training on Productivity, Wages and Transition from Non-regular to Regular Employment

- ・介護・看護労働の一定の部分は非正社員によって担われているので、非正社員のなかで企業内訓練（OJT: On-the-job training）の機会に恵まれている人は誰なのかを明らかにするというこの論文の研究目的は、社会保障給付の人的側面の在り方を考える際に重要である。
- ・この論文では、非正社員の企業内訓練にはプラスの効果があるのかを、正社員との比較を通じて検証していた。特に、職業能力、生産性、賃金、正社員への転換にどういった影響があるのかに注目していた。
- ・分析に使用しているデータは、『働くことと学ぶことについての調査（第 1 回）』（就業者調査）で、2008 年 10～12 月に労働政策研究・研修機構が実施したものである。調査対象は、全国 25 歳以上 44 歳以下の男女就業者で、調査方法はエリア・サンプリング法だった。回収数は 4,024 である。
- ・得られた結果は以下のとおりだった。まず、OJT の効果を就業形態別に賃金の変化でとらえるために行った回帰分析（OLS）によれば、正社員では、訓練を受講した人のほうが職業スキル、生産性は上昇していた。OJT を数多く受けた人は賃金アップしている。また、非正社員に関しても、職業スキル、生産性は上昇しているが、賃金アップにはつながっていない。
- ・その一方で、企業内訓練の成果が就業形態の転換にまで及ぶかについてプロビット推定を行ってみると、企業内訓練を受講した非正社員の正社員転換確率は有意に高いことがわかる。これは、非正社員の訓練は一般的であることを示唆しており、非正社員側からみた訓練のメリットといえる。
- ・以上の結果より、次のことが結論づけられていた。まず、企業の非正社員への訓練実施を促進することはできるのか、との問いには、正社員に近づけた働き方の非正社員が増えれば可能性はあるだろうと言える。つぎに、企業に非正社員への訓練インセンティブはあるのかとの問いであるが、現状では企業は非正社員の訓練からリターンを獲得していると考えられる。
- ・フロアからのコメントとして、正社員と非正社員では賃金の決めり方が異なるので、サンプルを正規と非正規で分けたほうが良いのではないかというものがあ

た。また、男女間で結果に差があるのではないかとの質問には、男性のほうが正で有意な係数が多かったとの回答があった。また、看護師の市場ではOJTやOffJTの関心は高く、こういったトピックは重要であるとコメントがあった。

第2報告：三重県における地域医療・福祉に関する研究プロジェクトについて

- ・社会保障給付の人的側面と社会保障財政との関係を見るためには、持続可能性という国全体の視点のみならず、地域の実態に合わせた分析や地域差に着目した分析も必要である。
- ・ここでは、このような後者の視点に立って、①生活満足度と医療、購買、援助、社会参加の関係、②生活満足度と地域の生活環境の関係、③医療満足度と病院アクセスの関係、④白山地域の調査の4つについて、三重大学人文学部水落正明准教授にご報告いただいた。
- ・このプロジェクトは、文部科学省特別経費「医療過疎地域における多次元的評価によるアラートシステムの構築」(2010～2012年度)というもので、地域医療の量的・質的な問題を把握し、地域医療・家庭医療への要請に答えるため、包括的医療・福祉体制の構築に向けた課題を解決することを目的としている。
- ・使用するデータは、住民の生活問題の把握するために実施された、「地域づくりのための生活実態調査」で、調査対象は津市、志摩市、名張市、四日市市、熊野市の5つの市に居住する20歳以上の男女である。調査方法は郵送である。
- ・一つ目の「生活満足度と医療・購買・援助・社会活動の関係」では、次の2つを調べている。つまり、総合的な生活満足度に与える影響では、医療満足度、社会活動への参加頻度、病気や困り事への援助の可能性、購買(買い物)満足度のどれが大きいのかと、その影響は地域や年齢によって違いがあるかである。推定方法は、順序プロビットモデルである。

得られた結果は、購買の影響が大きく、次いで医療となっていた。また、加齢によるパターンから(1)津・名張・四日市、(2)志摩、(3)熊野の3グループに分かれる事がわかった。今後の課題としては、実際の医療・援助体制、購買環境、社会活動の活発さなどの影響を明らかにすることとであった。
- ・2つ目の「生活満足度と地域の生活環境の関係」では、生活満足度は、病院へのアクセスや交通事故の発生状況といった居住地域の環境の影響を受けるかを明らかにしていた。得られた結果は、男女で影響の受けやすさは異なり、高齢化率は男女ともに影響し、病院やバス停への近さは女性において影響した。
- ・3つ目の「医療体制への満足度の分析」では、内科の医療体制への満足・不満足を二項ロジットで分析した。分析結果は、大病院までの距離や2km以内の診療所数は有意ではなかったが、実際の通院時間は満足度に負で有意であった。しかしこれは、65歳のサンプルに対してで、65歳以上のサンプルでは有意ではなかった。
- ・「白山地域の調査」は地理情報システム(GIS)を応用したプロジェクトで、概要の報告がされた。フロアからは、2つ目の「生活満足度と地域の生活環境の関係」に関して、GISでは実際のバス停までの距離を変数として用いたら良いのではないかと、病院と年齢の交差項を入れたら良いのではないかとという2つの提案があった。

平成 24 年 11 月 30 日 研究会

第 1 報告

報告者：ジェス・ダイヤモンド様（日本銀行）

論題：Employment Status Persistence In The Japanese Labor Market

第 2 報告

報告者：太郎丸博准教授（京都大学文学研究科）

論題：1973 から 2008 年のデータを使った日本人の意識変容の研究

第 1 報告：Employment Status Persistence In The Japanese Labor Market

- ・介護・看護労働の一定の部分は非正規雇用によって担われているので、非正規雇用を含む日本の労働市場における雇用状態の持続性を分析することは、社会保障給付の人的側面の在り方を考える際に重要である。
- ・この論文では、非正規と正規の二つのセクターそれぞれにおける持続性に関するモデルを構築することを目的の一つとしている。もし、持続性が小さければ、それは、二重労働市場の問題を心配する必要はないが、持続性が大きければ、二重労働市場が存在することを示し、大きな関心を払わなければならないといえる。
- ・もう一つの目的として、同モデルを使って時間を通じた状態依存性の分析がある。加えて状態依存性が年齢によって異なるかについての分析も、雇用に占める正規・非正規の割合は年齢により異なることから、重要である。
- ・分析は慶應義塾家計パネル調査からの 4005 人の個人を使い、教育や就業、家族、余暇時間や趣味、所得や支出、資産や負債、住宅などの情報を使用している。期間は 2004 年から 2007 年である。
- ・記述統計からは以下の特徴がわかった。非正規就業者は、年齢が高く、教育水準が低く、卒業後に正規の職に就いていないなどの特徴があった。また、正規雇用者は、より多くの訓練を受けているが、時間あたりに直すと、非正規雇用者の方が多かった。その際の費用は多くを企業が負担している。
- ・概念的枠組みは、二人の同一の個人がいたとして、そのセクターでの雇用期間のみが変化した場合に、彼らの将来の正規（および非正規）雇用の確率がどう変化するかということになる。プロビットモデルを用い、操作変数として、新卒者の正規雇用の確率を用いている。
- ・分析の結果、以下のことがわかった。①キャリアを正規雇用ではなく非正規雇用で始めた場合、将来に正規雇用でいられる確率は、教育水準に応じて、男性で 12% - 32%，女性で -9% - 33% 低くする効果がある。②状態依存性は、正規雇用よりは非正規雇用で高く、大卒者よりも高卒者で高いということがわかった。③雇用状態の持続性は、概して、非正規と正規のどちらでも 1963 年から 1991 年にかけて低下したが、その後は安定している。④また、持続性は、男性高卒者では年齢とともに上昇するが、男性大卒者では年齢プロファイルは平坦であった。女性では、非正規雇用では 20 代後半以降年齢プロファイルは平坦になるのに対し、正規雇用では 20 代後半まで低下し、その後 40 代前半まで上昇することがわかった。
- ・フロアからは、学卒後に正規で就業するか非正規で就業するかにはシグナリング